

## 参 考 资 料

# 施策に対応する事業一覧表

(令和元年11月時点)

重点課題	施策の方向	重点施策	事業	担当課室・団体	
共に支え合う地域づくりの推進	(1) 支え合いの精神の醸成	普及・啓発	子育て夢づくり応援キャンペーン事業	子ども未来課	
		学校教育での推進	総合的な学習の時間や特別活動の活用	教育政策課	
		多様な交流の推進	精神障害者家族支援事業	健康推進課	
			おかやま地域子育て支援拠点（ももっこステーション）の推進	子ども未来課	
	(2) 住民参加の地域福祉活動の推進	住民参加の地域福祉活動の支援	ゆうあい福祉展	障害福祉課	
			おかやま地域子育て支援拠点（ももっこステーション）の推進	子ども未来課	
			小地域における生活支援活動の推進	県社会福祉協議会	
		地域福祉活動を支えるリーダーの育成	見守りネットワーク構築支援事業	くらし安全安心課	
			身体障害者相談員研修事業	障害福祉課	
			知的障害者相談員研修事業	障害福祉課	
	(3) ボランティア・NPO等の民間団体の活動の支援	高齢者の力の活用	老人クラブ活動等社会活動促進事業	長寿社会課	
		住民が参加しやすい環境づくり	ボランティア・NPO活動支援センター運営（福祉教育・ボランティア体験推進事業等）	県社会福祉協議会	
			活動促進のための環境づくり	岡山県ボランティア・NPO活動支援センター「ゆうあいセンター」の設置（活動や団体運営、NPO法人化に関する相談、人材育成、情報発信）	県民生活交通課
		活動拠点の機能の充実	岡山県総合福祉・ボランティア・NPO会館「きらめきプラザ」の運営	保健福祉課	
			岡山県ボランティア・NPO活動支援センター「ゆうあいセンター」の運営	県民生活交通課	
		愛育委員・栄養委員等の活動の支援	地域ではぐくむ思春期の心とからだの健康支援事業	健康推進課	
			県愛育委員連合会リーダー研修会	健康推進課	
			健康づくり普及事業	健康推進課	
			糖尿病予防戦略事業	健康推進課	
		ソーシャルビジネス・コミュニティビジネスの支援	ソーシャルビジネス支援事業	中山間・地域振興課・経営支援課	
			地域課題解決型起業支援事業	経営支援課	
			協働による福祉の推進	おかやま子育てカレッジ	子ども未来課
		おかやま子育て応援宣言企業登録制度		子ども未来課	
		岡山県自立支援協議会		障害福祉課	
	(4) 民生委員・（主任）児童委員活動の充実	民生委員・（主任）児童委員活動の充実	ももっこカード（おかやま子育て家庭応援カード事業）への協力	子ども未来課	
			民生委員研修事業（資質向上、福祉委員や関係機関との連携等）	保健福祉課	
	(6) 総合的・分野横断的な支援の展開	共生型サービスの推進	民生委員・児童委員協議会活動推進事業	保健福祉課	
			指導監査室・障害福祉課・長寿社会課		
		医療的ケア児等に対する支援体制の充実	医療的ケア児等コーディネーター養成等研修事業	障害福祉課	
			制度の狭間の問題を抱える住民への支援	岡山県ひきこもり地域支援センター	精神保健福祉センター
				精神保健福祉相談	健康推進課・精神保健福祉センター
				民生委員や福祉委員等による訪問・声かけ運動	保健福祉課
		保健医療、福祉等の支援を必要とする犯罪をした者等への社会復帰支援	岡山県地域公益活動推進センターの活動	県社会福祉協議会	
			岡山県地域生活定着促進事業	保健福祉課	
		生活困窮者の自立のための支援	自立相談支援事業	障害福祉課	
			就労準備支援事業	障害福祉課	
			家計改善支援事業	障害福祉課	
			子どもの学習・生活支援事業	障害福祉課	
		子どもの貧困対策	生活福祉資金貸付事業	障害福祉課	
			子どもの居場所づくり支援事業	子ども家庭課	
			居住に課題を抱える住民への支援	住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅の登録	住宅課
				居住支援法人の指定	住宅課
住宅確保給付金				障害福祉課	
安全・安心の確保に向けた取組の推進			自主防災組織の育成	危機管理課	
	自主防災リーダーの育成		危機管理課		
	防犯ボランティア指導者・リーダー育成研修		くらし安全安心課		
	青少年健全育成アドバイザーの派遣		男女共同参画青少年課		
	青少年健全育成強調月間における啓発活動		男女共同参画青少年課		
	福祉避難所の設置促進、設置運営訓練の実施支援	保健福祉課			
	避難確保計画の策定支援	保健福祉課			
災害ボランティアセンターの設置・運営	社会福祉協議会				
寄附や共同募金等により地域福祉を支援する取組の推進		県共同募金会等			
災害時の支援	災害派遣福祉チーム体制構築事業	保健福祉課			

重点課題	施策の方向	重点施策	事業	担当課室・団体
利用者本位の福祉サービスの提供体制の整備	(1) 福祉サービスの基盤の整備	分野別計画に基づくサービス基盤の整備	施設整備の補助	保健福祉課
			岡山県福祉基金貸付事業	保健福祉課
		福祉職場への就業・定着の促進	無料職業紹介、就職説明会の開催	保健福祉課・労働雇用政策課
			労働環境の改善等に関するセミナーの開催	労働雇用政策課
			おかやま☆フクシ・カイゴ職場 すまいる宣言	保健福祉課
		福祉人材の育成・資質の向上	介護支援専門員実務研修	長寿社会課
			介護福祉士等修学資金貸付事業	保健福祉課
			認知症介護実践者等養成事業	長寿社会課
			保育士等資質向上研修	子ども未来課
		(2) 総合的な福祉サービスの相談・提供体制の整備	市町村における包括的な相談支援体制の整備への支援	生活困窮者自立相談支援事業等
	児童虐待防止等ネットワーク事業			子ども家庭課
	子ども家庭総合支援拠点整備促進事業			子ども家庭課
	要保護児童対策地域協議会支援事業			子ども家庭課
	ひきこもり予防支援事業			健康推進課・精神保健福祉センター
	障害者虐待防止対策事業			障害福祉課
	保健所管内地域保健福祉関係者研修事業、保健師専門研修			保健福祉課
	地域包括ケアシステム市町村支援事業			長寿社会課
	地域包括支援センター職員等資質向上研修			長寿社会課
	介護保険法による地域支援事業			長寿社会課
	障害者総合支援法による地域生活支援事業			障害福祉課
	保健所保健福祉サービス調整会議			保健福祉課
	市町村自立支援協議会			障害福祉課
	岡山県自立支援協議会			障害福祉課
	子どもを健やかに生み育てるための環境づくり推進協議会		子ども未来課	
	小さな拠点の形成促進		生き活き拠点強化支援事業	中山間・地域振興課
			若者×空き家等活用×事業者支援事業 空き家対策市町村支援事業	中山間・地域振興課 建築指導課・住宅課
	地域における見守り・相談		アウトリーチ事業	健康推進課・精神保健福祉センター
		民生委員や福祉委員等による訪問・声かけ運動	保健福祉課	
	(3) 福祉サービス情報の提供	行政による情報提供	介護サービス情報公表制度の運営 障害福祉サービス等情報公表制度の運営	指導監査室 指導監査室
	(4) 福祉サービスの質の確保	健全な事業運営の確保	社会福祉施設等に対する指導監査	指導監査室
		福祉サービスの評価・点検の推進	福祉サービス第三者評価事業 地域密着型サービスの外部評価事業	指導監査室 長寿社会課
		苦情解決の仕組みの整備と周知	福祉サービス苦情解決事業（運営適正化委員会設置運営事業）	保健福祉課
	(5) 福祉サービスの利用援助	日常生活自立支援事業の周知・普及等	日常生活自立支援事業	保健福祉課
		成年後見制度の利用促進	介護保険法による地域支援事業（成年後見制度利用支援事業）	長寿社会課
			障害者総合支援法による地域生活支援事業（成年後見制度利用支援事業） 市民後見人養成事業	障害福祉課 長寿社会課
	(6) バリアフリー・ユニバーサルデザインの推進	心のバリアフリーの推進	心のバリアフリー支援事業	障害福祉課
			ヘルプガード	障害福祉課
			あいサポート運動	障害福祉課
		情報のバリアフリーの推進	障害者IT機器活用支援事業	障害福祉課
			バリアフリーガイドホームページの保守管理事業	障害福祉課
		物のバリアフリーの推進	岡山県高齢者在宅生活支援事業	長寿社会課
			ノンステップバス(乗降口が低い位置にあるバス)導入促進	県民生活交通課
福祉有償運送（自家用有償旅客運送制度）			障害福祉課	
地域公共交通維持確保支援事業			県民生活交通課	
ユニバーサルデザイン（UD）の推進	パーキングパーミット制度導入事業	障害福祉課		
	UDサポーターの育成とUDネットワークの拡充	人権施策推進課		

市町村地域福祉計画及び市町村社会福祉協議会地域福祉活動計画策定状況（2019.4.1時点）

自治体名	市町村地域福祉計画		市町村社協地域福祉活動計画	
	策定済み	策定予定	策定済み	策定予定
岡山市	○		○	
倉敷市	○		○	
津山市	○		○	
玉野市	○		○	
笠岡市	○		○	
井原市	○		○	
総社市	※		○	
高梁市			○	
新見市	○		○	
備前市	○		○	
瀬戸内市	○		○	
赤磐市			○	
真庭市	○		○	
美作市	○		○	
浅口市	○		○	
和気町				
早島町	○		○	
里庄町				
矢掛町	○		○	
新庄村				
鏡野町	○		○	
勝央町		○		
奈義町	○		○	
西粟倉村	○			
久米南町	○		○	
美咲町	○		○	
吉備中央町	○			○
	20	1	21	1

※ただし、総社市第2次総合計画が地域福祉計画の要素を含む

## 用語の解説（50順）

### ■新しい公共

行政だけが公共の役割を担うのではなく、地域の様々な主体（市民・企業等）が公共の担い手の当事者としての自覚と責任をもって活動することで「支え合いと活気がある社会」をつくるという考え方です。

### ■医療介護総合確保促進法に基づく岡山県計画

地域における医療及び介護の総合的な確保のための事業の実施に関して、都道府県が作成する計画であり、この計画に基づき、国から県に交付される消費税増収分を財源とする医療介護提供体制改革推進交付金を活用しながら、関係機関との協働により各種事業に取り組みます。

### ■NPO

NPOとは、「Non-Profit Organization」の略で、民間非営利活動組織(団体)です。日本では、市民が自主的に組織・運営する営利を目的としない市民活動組織という意味で用いられることが多い。また、特定非営利活動法人(NPO法人)とは、平成10年12月に施行された「特定非営利活動促進法(NPO法)」により法人格を付与されたもので、令和元年9月末現在県内で777法人、全国では51,415法人となっています。

### ■岡山いきいき子どもプラン2020

少子化の流れを変えることを目指すとともに、次代を担う子どもが健やかに育ち、子育てを地域全体で支え応援する社会づくりを進めるため、県が策定を行っている総合的な計画です。

### ■岡山県高齢者保健福祉計画・介護保険事業支援計画

高齢者が要介護状態等になっても、尊厳を保持し、住み慣れた地域でその有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう、限りある社会資源や財源を効果的に活用しながら、必要な保健医療サービスと福祉サービスの提供体制を計画的に整備するため、老人福祉法第20条の9、介護保険法第118条の規定に基づく計画として、平成12年3月に県が第1期計画を策定しました。現計画は、平成30年度から令和2年度までを計画期間とする第7期計画で、平成30年3月に介護保険制度の改正等を踏まえ策定しています。

### ■岡山県障害福祉計画・岡山県障害児福祉計画

障害者自立支援法第89条第1項及び児童福祉法第33条の22第1項の規定に基づき、国の基本指針に即し、市町村障害福祉計画・障害児福祉計画の達成に資するため、各市町村を通ずる広域的な見地から、障害福祉サービス等の必要量の見込みやその提供体制の確保等に関する基本的な事項を定めるとともに、具体的な数値目標を設定し、その実現に向けて取り組むべき推進方策等を定めたものです。

### ■岡山県地域防災計画

災害対策基本法第40条の規定に基づき、都道府県防災会議が作成することとされている防災に関する業務の総合的な運営計画で、本県では、「風水害等対策編」「地震・津波災害対策編」及び「原子力災害等対策編」を定め、災害の種別に応じた関係機関相互の緊密な

連絡調整を図る上での基本的な大綱としています。

### ■岡山県福祉人材センター

福祉人材センターは、社会福祉法の規定に基づき、社会福祉従事者の確保を目的として都道府県ごとに1か所設置されており、岡山県においては、岡山県社会福祉協議会に設置されています。

福祉人材センターでは、無料職業紹介事業を行うほか、社会福祉事業従事者に対する研修、人材確保相談、社会福祉事業に関する啓発活動等を実施しています。

### ■岡山県保健医療計画

医療法第30条の4第1項の規定に基づき、医療機関の適正な配置や医療資源の効率的な活用、病院の機能分化などを図るため、医療圏の設定や基準病床数、地域医療支援病院や救急医療体制の整備等について定めています。

県民の高い健康水準の確保を目指し、少子・高齢化に対応した長期的、包括的な保健医療体制の整備を推進するための基本指針となる計画であり、県の保健医療行政の基本となる計画です。

### ■介護サービス情報公表制度

介護保険法の改正により、平成18年度から導入された制度で、介護サービスの利用者が、事業所の情報を比較・検討して、利用するサービスを適切に選択できるようにすることを目的としており、各介護サービス事業所に対し、提供するサービスの内容や運営状況に関する情報の公表を義務づけるものです。

### ■健康おかやま21

健康増進法に基づき策定する都道府県健康増進計画。平成13年3月にはじめて策定し平成25年度からは「すべての県民が健康で生きる喜びを感じられる長寿社会の実現」を基本理念とした「第2次健康おかやま21」を策定しました。平成30年3月には、それまでの取組の成果や目標の達成状況について中間評価を行い、県民の健康づくりに関する今後5年間の目指すべき方向と基本的施策を示した「第2次健康おかやま21セカンドステージ」として改訂を行っています。

### ■小規模高齢化集落

高齢化率50%以上で戸数19戸以下の集落です。

### ■小地域福祉活動計画

住民主体の福祉活動組織である地区社協等を基盤に展開している小地域福祉活動を計画に推進するため、地域の住民同士で自分たちの地域についての共通目標を協議し、主体的・計画的に取り組んでいく中期的な行動計画として策定したものです。

### ■成年後見制度

認知症、知的障害、精神障害、高次脳機能障害など、病気や不慮の事故などによって判断能力が十分でない人について、契約締結等の法律行為を代わりに行ったり、本人が誤った判断に基づいて契約を締結した場合にそれを取り消すことができるようにすること等により、これらの人を保護し、支援する制度で、平成12年4月から施行されて

います。

判断能力の程度などにより「後見」「保佐」「補助」の3つに区分される「法定後見制度」と判断能力がある時にあらかじめ代理人を選任し任意後見契約を結んでおく「任意後見制度」があります。

## ■ソーシャル・ビジネス、コミュニティ・ビジネス

環境や少子高齢化などのさまざまな社会的課題に向き合い、ビジネス的な手法を用いて解決していこうとする活動の総称です。

## ■地域共生社会

制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会を目指すものです。

## ■地域支援事業

介護予防・日常生活支援総合事業、包括的支援事業（介護予防ケアマネジメント業務、総合相談支援業務、権利擁護業務及び包括的・継続的ケアマネジメント支援業務をいう。）及び任意事業を行うことにより、被保険者が要介護状態等となることを予防するとともに、要介護状態等となった場合においても、可能な限り、地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援するための事業です。実施主体は市町村で、介護予防・日常生活支援総合事業、包括的支援事業は必須となっています。

## ■地域福祉活動計画

地域住民、当事者団体、ボランティア・NPO等の住民参画のもとで、地域課題の明確化と解決策の協議を行い、その解決に向けた具体的な行動と公私の関係機関・団体の役割分担が明示されたものです。

市町村社協は、住民参画と公私協働により、地域の生活・福祉課題を把握・明確化し、その課題解決を図る活動原則のもとで、この地域福祉活動計画の策定を従来から組織の基本活動として位置づけてきた経緯があります。

## ■地域包括支援センター

地域の高齢者の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、地域住民の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的として設置された中核的機関で、公正・中立な立場から包括的支援事業等を地域において一体的に実施する役割を担っています。責任主体は市町村で、県内全市町村に設置されています。

高齢者が可能な限り住み慣れた地域でその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、高齢者のニーズに応じて、医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスを切れ目なく提供する「地域包括ケアシステム」の構築にあたって、地域包括支援センターはその推進主体と位置づけられています。

## ■地区社会福祉協議会（地区社協）

地域の住民同士が、自分たちの生活する地域の生活・福祉課題や困りごとを自分たち自身の問題と受け止め、関係機関や専門機関等と連携・協働しながら解決に向けて協議

し、実行していく地元住民主体の活動組織団体です。

### ■ドメスティック・バイオレンス（DV）

直訳すると「家庭内暴力」ですが、一般的には、「配偶者や恋人など親密な関係にある、又はあった者から振るわれる暴力」という意味で使用されており、身体的暴力に限らず、精神的、経済的、性的などあらゆる形の暴力が含まれます。男性にも女性にも被害を受けている人はいますが多くの場合女性であり、その背景には、家庭や職場など社会における男女の固定的な役割分担、経済力の格差、過去からの女性差別意識の残存があるとされています。

### ■日常生活自立支援事業

平成11年10月から制度化され、全国の都道府県社会福祉協議会で実施されています。社会福祉法上では「福祉サービス利用援助事業」に該当する社会福祉事業であり、「認知症高齢者、知的障害者、精神障害者等判断能力が十分でない人に対して、福祉サービスの利用に関する相談・助言、必要な手続や利用料の支払いに関する便宜を供与することその他の福祉サービスの適切な利用のための一連の援助を一体的に行う」ことを内容とするものです。

### ■ノーマライゼーション

障害のある人が、社会の中で、普通の生活を送れるような条件を整え、障害のある人もない人も共に支えあって生きる社会こそがノーマルな社会であるという考え方です。

### ■福祉委員

市町村社会福祉協議会が住民の主体的活動を展開するため町内会等の小地域単位に配置を目指している地域のボランティアです。日常生活の中で「見守り、声かけ」等により身近な地域における住民の生活・福祉課題（困りごと）や情報を把握し、民生委員・（主任）児童委員や関係機関・専門職へつなぐなどの役割が期待されます。

### ■福祉サービス第三者評価事業

社会福祉法人等の事業者の提供する福祉サービスの質を、当事者（事業者・利用者）以外の公正・中立な第三者機関が、専門的かつ客観的な立場から評価する事業です。

この事業は、個々の事業者が事業運営における問題点を把握して、福祉サービスの質の向上を図るとともに、評価結果が公表されることにより、利用者の適切なサービス選択に資するための情報になることを目的としています。

### ■福祉有償運送

障害などの理由で電車やバスなどの公共交通機関を一人で利用できない人に対して、通院、通学などの日常的な外出や行楽、余暇活動などの趣味的な外出の手助けとして、福祉車両等を使用して有償で行われる福祉移送サービスです。

福祉有償運送は、営利目的ではないため、運送に携わることができるのはNPO法人や社会福祉法人などの非営利法人に限られています。

また、福祉有償運送は、道路運送法第78条の規定に基づく自家用有償旅客運送に位置付けられているため、実施するためには、同法第79条の規定により、国土交通省の運輸支局において登録を受けなければなりません。

### ■ももっこカード（おかやま子育て家庭応援カード事業）

妊娠中の方及び小学校第6学年までの児童を持つ家庭（岡山県在住の方）を対象に、カードを交付し、そのカードを県で登録された協賛店舗等に提示することにより、協賛店舗独自の子育て支援サービスの提供（買い物や娯楽施設などを利用したときの割引や特典）を受けられるものです。協賛店舗の登録は県で行い、子育て家庭へのカードの交付は、市町村で行います。

### ■WAM NET（ワムネット）

介護保険・障害福祉サービス事業者情報や病院・診療所情報をはじめとする福祉・保健・医療関連の各種情報を幅広く総合的に提供するとともに、行政機関や施設・事業所の間で意見や情報を交換するために作られた全国的なネットワークで、独立行政法人福祉医療機構が運営しています。

ワムネットには、一般の利用者に対して広範で効果的な情報提供や情報開示を行う「ワムネットオープン」と、情報交換・情報発信などができる会員専用の「ワムネットコミュニティ」の2つのサイトがあります。

## 改正社会福祉法（平成 30 年 4 月施行）抜粋

（地域福祉の推進）

第 4 条 地域住民、社会福祉を目的とする事業を営む者及び社会福祉に関する活動を行う者（以下「地域住民等」という。）は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

2 地域住民等は、地域福祉の推進に当たっては、福祉サービスを必要とする地域住民及びその世帯が抱える福祉、介護、介護予防（要介護状態若しくは要支援状態となることの予防又は要介護状態若しくは要支援状態の軽減若しくは悪化の防止をいう。）、保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題、福祉サービスを必要とする地域住民の地域社会からの孤立その他の福祉サービスを必要とする地域住民が日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される上での各般の課題（以下「地域生活課題」という。）を把握し、地域生活課題の解決に資する支援を行う関係機関（以下「支援関係機関」という。）との連携等によりその解決を図るよう特に留意するものとする。

（福祉サービスの提供の原則）

第 5 条 社会福祉を目的とする事業を営む者は、その提供する多様な福祉サービスについて、利用者の意向を十分に尊重し、地域福祉の推進に係る取組を行う他の地域住民等との連携を図り、かつ、保健医療サービスその他の関連するサービスとの有機的な連携を図るよう創意工夫を行いつつ、これを総合的に提供することができるようその事業の実施に努めなければならない。

（福祉サービスの提供体制の確保等に関する国及び地方公共団体の責務）

第 6 条 （略）

2 国及び地方公共団体は、地域住民等が地域生活課題を把握し、支援関係機関との連携等によりその解決を図ることを促進する施策その他地域福祉の推進のために必要な各般の措置を講ずるよう努めなければならない。

（地域子育て支援拠点事業等を営む者の責務）

第 106 条の 2 社会福祉を目的とする事業を営む者のうち、次に掲げる事業を行うもの（市町村の委託を受けてこれらの事業を行う者を含む。）は、当該事業を行うに当たり自らがその解決に資する支援を行うことが困難な地域生活課題を把握したときは、当該地域生活課題を抱える地域住民の心身の状況、その置かれている環境その他の事情を勘案し、支援関係機関による支援の必要性を検討するよう努めるとともに、必要があると認めるときは、支援関係機関に対し、当該地域生活課題の解決に資する支援を求めるよう努めなければならない。

- 一 児童福祉法第 6 条の 3 第 6 項に規定する地域子育て支援拠点事業又は同法第 10 条の 2 に規定する拠点において同条に規定する支援を行う事業
- 二 母子保健法（昭和 40 年法律第 141 号）第 22 条第 1 項に規定する母子健康包括支援センターを営む事業
- 三 介護保険法第 115 条の 45 第 2 項第 1 号に掲げる事業 [地域包括支援センターの総合相談]
- 四 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 77 条第 1 項第 3 号に掲

げる事業〔障害者相談支援〕

五 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第59条第1号に掲げる事業〔利用者支援事業〕

（包括的な支援体制の整備）

第106条の3 市町村は、次に掲げる事業の実施その他の各般の措置を通じ、地域住民等及び支援関係機関による、地域福祉の推進のための相互の協力が円滑に行われ、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制を整備するよう努めるものとする。

- 一 地域福祉に関する活動への地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援、地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備、地域住民等に対する研修の実施その他の地域住民等が地域福祉を推進するために必要な環境の整備に関する事業
  - 二 地域住民等が自ら他の地域住民が抱える地域生活課題に関する相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、必要に応じて、支援関係機関に対し、協力を求めることができる体制の整備に関する事業
  - 三 生活困窮者自立支援法第2条第2項に規定する生活困窮者自立相談支援事業を行う者その他の支援関係機関が、地域生活課題を解決するために、相互の有機的な連携の下、その解決に資する支援を一体的かつ計画的に行う体制の整備に関する事業
- 2 厚生労働大臣は、前項各号に掲げる事業に関して、その適切かつ有効な実施を図るため必要な指針を公表するものとする。

（市町村地域福祉計画）

第107条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

- 一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
  - 二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
  - 三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
  - 四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
  - 五 前条第1項各号に掲げる事業を実施する場合には、同項各号に掲げる事業に関する事項
- 2 市町村は、市町村地域福祉計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地域住民等の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。
- 3 市町村は、定期的に、その策定した市町村地域福祉計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該市町村地域福祉計画を変更するものとする。

（都道府県地域福祉支援計画）

第108条 都道府県は、市町村地域福祉計画の達成に資するために、各市町村を通ずる広域的な見地から、市町村の地域福祉の支援に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「都道府県地域福祉支援計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

- 一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- 二 市町村の地域福祉の推進を支援するための基本の方針に関する事項
- 三 社会福祉を目的とする事業に従事する者の確保又は資質の向上に関する事項

四 福祉サービスの適切な利用の推進及び社会福祉を目的とする事業の健全な発達のための基盤整備に関する事項

五 市町村による第百六条の三第一項各号に掲げる事業の実施の支援に関する事項

2 都道府県は、都道府県地域福祉支援計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、公聴会の開催等住民その他の者の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。

3 都道府県は、定期的に、その策定した都道府県地域福祉支援計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該都道府県地域福祉支援計画を変更するものとする。

## 岡山県地域福祉支援計画のこれまでの策定状況

当初計画 平成15年3月策定 計画期間：平成15年度～平成19年度

改訂版 平成20年3月策定 計画期間：平成20年度～平成24年度

第2次改訂版 平成25年3月策定 計画期間：平成25年度～令和元年度

## 岡山県地域福祉支援計画改訂にあたって意見聴取した団体、有識者

○岡山県社会福祉協議会

○岡山県共同募金会

○美作大学 社会福祉学科 特任教授 小坂田 稔

○川崎医療福祉大学 医療福祉学科 講師 直島 克樹

(敬称略、順不同)

## 岡山県地域福祉支援計画(第3次改訂版)

---

岡山県保健福祉部保健福祉課  
〒700-8570 岡山市北区内山下2-4-6  
TEL 086-226-7317  
FAX 086-234-2456  
E-mail [hofuku@pref.okayama.lg.jp](mailto:hofuku@pref.okayama.lg.jp)

---